

噴火時等の避難計画の手引き作成委員会（第14回）議事録

日時：令和4年3月11日（金）15：00～17：00

場所：中央合同庁舎第8号館3階災害対策本部会議室

○事務局（佐々木補佐）：委員の皆様につきましては、ご多忙中ご出席いただき誠にありがとうございます。本日の進行を務めさせていただきます、内閣府（防災）調査・企画担当の佐々木でございます。本日もどうぞよろしくお願いたします。開催にあたりまして、審議官の内田よりご挨拶申し上げます。

○内田審議官：内閣府で防災担当の審議官をしております内田でございます。委員の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。また政策統括官の榊は、本日国会対応のため欠席をいたしますことをご詫言申し上げます。

平成27年の活動火山対策特別措置法の改正以降、各火山地域において避難計画の策定や集客施設等の避難確保計画の作成が進められてきたところでございます。内閣府では、各火山地域におけるこれらの取り組み状況を確認するとともに、都道府県や市町村と共同して、避難確保計画を検討しました。具体的な課題の抽出や解決策の検討を行ってまいりました。

今年度は、青森県岩木山の麓の弘前市、それから山梨県富士山の麓の富士吉田市に職員を派遣いたしまして、避難確保計画の作成を進める取り組みを実施してきたところでございます。この取り組みで得られた知見等を手引きや解説指導に反映するため、委員の皆様より忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます。冒頭簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

○事務局（佐々木補佐）：委員のご出席状況ですが、池谷座長、石原委員、河野委員、関谷委員、神奈川県箱根町町長 勝俣浩行委員に代わりまして、箱根町役場総務部防災課 危機管理官 菊島様、吉本委員にご出席いただいております。

なお、尾形好雄委員におかれましては、ご所属の公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会をお辞めになり、退任されました。ご後任につきましては現在調整中です。

続きまして、お手元にお配りしております本日の資料を確認させていただきます。議事次第、委員名簿、資料1から10を配布しております。また、参考資料として、今年度支援した施設の避難確保計画案をお手元に配付しております。

本日は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインによる会議形式をとらせていただいております。ご発言する場合は、ご自身でマイクをオンにいただき、発言が終わりましたら、ご自身でマイクをオフにいただければと思います。また、ハウリ

ング防止のため、できるだけイヤホンの着用をお願いします。特に指名がない限り、発言される場合は、「手を上げる」機能をお使いいただき、事務局から指名を受けた上でご発言をお願いします。

議事に入ります前に、会議、議事要旨、議事録および配布資料の取り扱いについて申し上げます。本会議は公開とし、別の会議室において会議のテレビ中継を実施したいと考えております。次に、議事要旨、議事録についてですが、議事要旨は議論の要点のみを記載したものを事務局で作成し、池谷座長にご確認いただいた後に速やかに公表することとしたいと考えております。また、議事録については、委員の皆様にご確認いただいた後に、発言者の名前をお伝えした上で公表したいと考えております。最後に、本日の資料につきましては、公開することとしたいと考えております。

会議、議事要旨、議事録および配付資料の取り扱いについて、このような方針でよろしいでしょうか。質問や意見がございましたら、「手を挙げる」を選択してください。ないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、以降の進行につきましては、池谷座長、よろしくお願いします。

○池谷座長：皆さん、こんにちは。本委員会の座長をさせていただきます池谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

ところで、お気づきになっていると思いますが、最近、火山に関するニュースが世の中の話題となっております。例えば、小笠原諸島の福德岡ノ場の噴火による軽石の被害や、トンガ沖で起きた噴火の我が国への影響などです。これらのニュースによるためでしょうか、火山災害とか、火山噴火時の避難が注目を浴びています。本日はこのような状況も踏まえて、火山地域の安全確保に資する、噴火時の避難計画の手引きについて、活発なご意見をいただければと思っております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。議事は、お手元の議事次第に沿って進めてまいります。進行にご協力よろしくお願いいたします。

まず、議事の1番目ですが、避難計画策定および避難確保計画作成の現状について議論したいと思います。事務局から、資料1の説明をお願いいたします。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。事務局から資料1の説明をさせていただきます。まず資料1の2ページをご覧ください。資料1では、各火山の火山災害警戒地域における火山防災対策の取り組み状況をお示ししておりますけれども、この中で、避難計画に関係するところとしまして、市町村の地域防災計画における警戒避難に関する記載といった部分がございます。令和3年9月30日現在、対象となる202の市町村のうち147の市町村で、地域防災計画に記載すべき6項目すべて記載をしています。177の市町村については、一部項目を記載しているといったところです。

続きまして4ページをご覧くださいければと思います。4ページには、現在記載していな

い火山災害警戒地域市町村の進捗状況から今後の予定をお示ししているものです。火山災害警戒地域の指定の年度別に分けてございます。まず、平成28年に指定をした155の市町村においては、概ね86%で全項目記載済みということです。残る22の市町村のうち、16の市町村は、上の真ん中の図にありますように、今年度中、今年の3月までに記載をする予定であると回答をいただいているところです。また下の段ですけれども、令和元年に火山災害警戒地域に指定された35市町村は、4割のところは全項目記載済みで、残りの6割のところは今、記載できていないものがあるという状況です。こちらは、今年度中に記載をする予定だということは4市町村になります。引き続き来年度も、こういった取り組み状況の調査、それから研修の実施等による避難計画の記載の支援等を実施していくといったことと、より詳細な調査結果を公表するというのも含めて、火山地域の避難計画作成の後押しをしていきたいと考えてございます。

続きまして5ページです。施設の避難確保計画の取り組み状況です。左側の円グラフにございますように、対象となる202の市町村のうち、上半分の103の市町村では、既に位置づけがされている、あるいは該当する施設がないといった状況になってございます。残る99の市町村について、現在取り組み中で、取り組みの状況に応じて②番から⑥番と言った形で分類をして整理してございます。特にこの⑥番の「位置づけの検討が進んでいない」ところは、令和3年3月時点でのヒアリングをしてございまして、主な理由として前提となる避難計画を策定、改訂中で、避難計画を今作っている、あるいは新たに火山災害警戒地域になったということで、避難計画の拡充、拡張を協議会で進めているといった状況です。

6ページをご覧ください。現在取り組み中の99市町村のうち、今後いつ、地域防災計画等に避難促進施設を位置付けるかについて、アンケート聞き取り調査をしてございます。202の市町村のうち、99市町村が取り組み中、その中の49の市町村については、令和4年中、今年中に位置づける予定であると回答をいただいているところです。

続きまして8ページをご覧ください。避難促進施設の指定に当たって、いくつか課題が挙げられてございました。これは第10回の資料から、再掲載させていただいております。赤で囲ってあるところで、新施設の指定の基準条件の検討、指定後の計画作成支援。それからめくっていただきまして9ページですけれども、市町村の施設管理者の計画作成ノウハウの不足が課題として挙げられておりました。

こういった課題への対応ということで、1つ目は10ページにございますように、避難促進施設の指定の例として、火山防災協議会に聞き取り調査を実施してございます。手引きの中では、火口近くに位置する施設であるとか、利用者が多い大規模な施設であるとか、そういったところの地域の実情を考慮した上で適切に指定条件を設定することになってございます。具体的に指定の条件を定めておられる市町村から聞き取って、下の表のような回答をいただいているというところです。

例えば、火口近くに位置する施設の場合は、火口からの距離であるとか、噴火警戒レベ

ルの規制範囲に応じて、そういった施設は位置付けることにしているところがあります。それから利用者が多い大規模な施設で、利用者と従業員あわせて30名以上になるような施設で、避難促進施設を位置づけているところもございます。

その他、居住地域のうち火口に近い施設であるとか、あるいは特に要配慮者の施設は指定位置付けるとか、あるいは、島民ではなくて宿泊客がいる宿泊施設は位置づけるとかです。そういった形で、各火山防災協議会において避難促進施設を位置づけていただいているところです。

11 ページですけれども、市町村のノウハウの不足であるとか、あるいはその作成後の、位置づけた後の計画作成に対応して、令和元年度より集客施設の避難促進施設における避難確保計画の作成支援というものを実施してございます。こちらの詳細、今年度の状況は、資料2以降で説明をさせていただきます。以上です。

- 池谷座長：ありがとうございました。事務局にちょっとお願いですが、2ページの説明ですけれども、噴火警戒レベルの運用が、十和田だけ空白になっていますし、それから市町村の地域防災計画が日光白根だけは空白になっていますが、これについての説明はなくてよろしいでしょうか。

- 事務局（吉松補佐）：事務局から説明させていただきます。十和田は、先日、火山防災協議会が開催されまして、その後、気象庁から噴火警戒レベルを3月24日から運用予定だという報道発表があったと承知しております。それからもう1つ、日光白根山については、現在居住地域の被害に対応したハザードマップを作成中だと聞いています。以上です。

- 池谷座長：ありがとうございました。これでベースになる情報は揃うわけですので、それをベースにして検討はできるかと思えます。ありがとうございました。それでは質疑応答に入りたいと思います。ご意見ご質問がありましたら、ご発言よろしくお願いたします。ご自由にどうぞ。挙手の方おられますか。事務局の方でわかりますでしょうか。

- 事務局（吉松補佐）：挙手はおりません。

- 池谷座長：おられませんか。よろしいでしょうか。委員の皆さんよろしいですか。それでは、最後にもう1度、総括で質問を受けることとしまして、次に行きたいと思えます。議事次第の2番目ですが、避難確保計画作成支援事業と、それを踏まえた手引き等の改訂案について議論したいと思えます。まず最初に、支援事業について事務局から資料の2-1と2-2について説明をお願いしたいと思います。

○事務局（吉松補佐）：事務局から説明させていただきます。まず資料1からご説明させていただきます。資料1の1ページ目です。今年度は岩木山、青森県の弘前市と、富士山、山梨県富士吉田市を支援してございます。施設としましては、岩木山の方が休憩施設およびロープウェイで、富士吉田市は、病院です。

2ページをご覧ください。これまで全部で12の施設を支援して、令和元年から支援をしてきたわけですが、今回、病院施設を支援したということで、手引きにおいてグループ分けされているAからFのグループ分けの中で、一応一通り全てのグループの事例を収集することができた形です。

資料2-2の説明に入らせていただきます。今回支援させていただいたところは、事例②というところと、事例の⑧というところとです。

8ページをご覧ください。岩木山の事例ですが、このロープウェイ・休憩施設ですが、地図の赤い点のところに施設がございまして、この青色の色が塗ってあるところが、水蒸気噴火の想定火口ということで、想定火口の中にある施設ということになります。従業員の方が5人、最大利用者数1200人ということで、少ない従業員の方でたくさんの方の避難誘導や、情報伝達をする必要があるといったところです。

先に10ページを見ていただければと思うのですが、この施設の平面図が載ってございます。ロープウェイが右側にありまして、休憩所が青い四角で書いてありますけれども、左下辺りに、駐車場が3つあるというような施設です。この休憩所が比較的堅牢な建物です。

8ページに戻っていただきまして、この施設での課題としては、1つ目として、従業員の避難誘導の効率化ということ、2つ目として、従業員の避難後における登山客への情報伝達の方法がございました。

1つずつ簡単にご説明をいたしますと、9ページ、最初の課題として、従業員の避難誘導の効率化です。最大1200人の利用者が想定される中で、5人の方で避難誘導をする必要がありますが、普段はリフト乗り場のところにスピーカーがあって、呼びかけをするということになるわけですが、リフト乗り場の従業員は避難誘導をする必要があるということもございまして、常時リフト乗り場にはいない従業員の方、例えば休憩所にいる従業員の方が、臨時にリフト乗り場に来てアナウンスをする必要性が考えられるところが課題です。その対応のために、どの従業員の方でも対応できるようなアナウンスにするために、あらかじめ決められた文面を読み上げるということを決めて、その通りにやるといった体制をとることによって、迷いなく避難誘導ができるというような体制にいたしました。

10ページをご覧ください。従業員の避難後における登山客への伝達方法のところとです。この施設は、想定火口の中にある施設ですので、突発的に噴火した場合には、速やかに堅牢な建物に避難誘導し、緊急退避をしていただいた後に、速やかに下山をしていただくということが必要になります。それは従業員の方も一緒だということで、従業員の方が自ら

の安全を確保しつつ迅速に緊急退避、それから下山を促し、最終的に自らも下山をする。そして、後から降りてこられた方がいらっしゃったときに、しっかりと情報伝達ができるように張り紙をするといった形で対応をすることを検討しました。噴火警戒レベル 2 以上になると、速やかに下山が必要だということですので、1枚、1種類のポスターを作成し、速やかに下山をするといったメッセージが明確に伝わりやすいようなものにしたといったところと、新たに張り出すのではなくて、元々貼っておいて、上から別のポスターをかぶせておいて、いざというときには剥がすだけにして、すぐに避難誘導や自分たちの緊急下山をして、あまり手間をかけないような形で対応するというようなことにいたしました。それが1つ目の事例です。

2つ目ですが、25 ページにあります。富士吉田市の病院です。この病院は、左側の左上の地図の黒丸のところに位置するものですけれども、噴火した時に溶岩流が最短で3時間以内で到達する可能性がある範囲です。特に、令和3年3月に新しいハザードマップに改訂されまして、新しいハザードマップで想定火口から2km といった非常に近いところにあります。この施設における特徴は、職員数が459名という、非常に大きな施設です。そして、利用者数も600名です。こういった大きな施設ということで、それに応じた課題とが挙げられました。課題としては1つ目として、外来患者、入院患者への適切な情報連絡。2番目として、避難経路が異なる外来患者、入院患者の誘導。3番目として、多くの職員に対する避難確保計画の内容の周知方法といった課題が挙げられました。

26 ページをご覧ください。まず1つ目としては、病院ということで外来患者と入院患者という状況の違う利用者の方がいらっしゃり、それぞれに対して情報伝達や、避難誘導をする内容が異なるのではないかとといったところが課題でありました。例えば、外来患者の場合は、自ら病院にいらっしゃっているというところもありますので、状況を周知して、例えば噴火警戒レベルが上がったらどういう状況になるのか、外来を中止するのかどうなのかといったことを、噴火警戒レベル別に病院で普段から使っているデジタルサイネージなどによる表示、あるいは来院者の方に配布するチラシ。こういったもので、こういった状況になったらどういうふうな動きになるのか、ということをおあらかじめ周知をするといった対応をとることを考えました。それからもう1つ、入院患者の方ですけれども、どうしても緊急退避であるとか、避難という対応になると、職員の方、看護師などの、職員の方の手が必要となりますので、そういった方には県と連携して避難対応をするので職員の指示に従ってくださいといったアナウンスをするといったところです。

それから2つ目、27 ページです。避難経路が異なる外来患者、入院患者の誘導については、入院患者の方が院内の安全なところに、あるいは最終的に外に搬送する時に、院内の搬送経路が設定されていないということが課題になりました。設定されていないと、外来の患者とバッティングをしてしまうとか、あるいは病院の中ですので、一般の患者が立ち入れないところもありますので、あらかじめしっかり経路を決めておいて、経路を確保しておくという必要があったということで、今回のこの計画では、あらかじめ入院患者の

方の搬送経路を設定しました。

3点目として、28ページです。今回支援した施設は460人もの職員の方がいらっしゃいますので、たくさんの方に対して、しっかりと避難確保計画を周知する必要があります。避難確保計画を作成する当事者の方は、手引き、雛形、作成ガイドをしっかりと読み込んで作成していただいているので内容を理解はできるのですが、避難確保計画そのものだけを見るとという方からしてみると、少しわかりにくいところがあるんじゃないかという課題が挙げられました。そういったことに対応して、病院施設の置かれた状況、こういった火山災害に注意する必要があるって、どのぐらいのタイミングで対応が必要なのかというところがわかりやすいような計画に編集することにしました。それから、周知方法として、印刷物を置いておくとかそういったことだけではなくて、職員全員が見られるような環境に置くといったことも対応しました。資料2-1と2-2の説明は以上です。

○池谷座長：ありがとうございます。それでは資料の2-1と2-2について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言お願いいたします。吉本委員、どうぞ。

○吉本委員：富士山科学研究所の吉本です。ご説明ありがとうございます。1つ、岩木山でお伺いしたいことがあるのですが。この地域外に出るための避難計画というものはどれぐらいきっちりと作られているのか。避難確保計画はお作りになられたということは良いですけども、いわゆる地域防災計画に書かれている避難に関して、どれぐらい緻密に書かれているか。この確保計画を作った後、確保計画にしたがって避難した後、建物から安全な場所までに移るための計画というものがどれほどあるのかを教えてくださいと思います。

○事務局（吉松補佐）：事例集の10ページにあるように、避難という意味では、このスカイラインという道を車で降りていただく、あるいは登山道を徒歩で降りていただくといった形になります。降りた後なのですけれども、避難確保計画の中では、降りていただいた後に、ハザードの影響範囲からも離れていただくような形で計画を作成しております。避難先については、地元の避難所もあります。避難先も、例えばお手元にお配りしている岩木山の避難確保計画の10ページにあるように、避難所としては岩木の公民館があるということもあります。ただ、そこに至るまでの道で少しハザードの中を通る可能性もありますので、そういった意味では、そこに必ず行かなきゃいけないというような形にはなっていないくて、基本的には下山した後にハザードから離れるように避難をしていただくということになってございます。以上です。

○池谷座長：吉本委員、よろしいですか？

- 吉本委員：ありがとうございます。岩木山に関しては、ちゃんと集めた後の措置もあるということですね。
- 事務局（吉松補佐）：そうですね。
- 池谷座長：他いかがでしょうか？石原委員どうぞ。
- 石原委員：石原です。岩木山についての質問ですが、この施設は想定火口内にあるということでしょうか。
- 事務局（吉松補佐）：はい、その通りです。
- 石原委員：火口周辺ではなくて、そういう、ある意味で言うと非常に厳しい状況ですよ。ですから場合によっては、噴火警戒レベル 1 であっても危険というようなことあると思うのですが、具体的に気象庁と想定火口内での影響のあるような噴火に対して、どういう情報を出すとか、打ち合わせができていっているのでしょうか。つまり、この計画を立てるに当たって、噴火警戒レベル 2 にはいかないけどもと言いますか、そういうような際どいところについては何か議論とか、気象庁との協議はあるのでしょうか。その辺をちょっと質問させていただきたいと思います。
- 事務局（吉松補佐）：はい、ありがとうございます。避難確保計画の今回の作成にあたっては、地元の气象台の方にもご協力いただきまして、噴火警戒レベル 2 にならなくても、臨時の解説情報が出るとか、そういったところについては、气象台から説明をしていただいております。以上です。
- 石原委員：そこら辺は、避難確保計画に書くかどうか、その辺のところはやはり徹底しておかれた方がいいんじゃないかというふうに、施設の関係の方ですね。そんなふうに思いますので、よろしく検討お願いします。
- 池谷座長：河野委員からも手が拳がっていましたが、河野委員どうぞ。
- 河野委員：富士吉田に関する質問です。病院の場合、外来とか入院をされている患者だけではなくて、在宅の家族の方々から迎えに来てしまう可能性とか、電話が殺到したりすることが想定されると思うのですが、そのことによって通常業務がうまくいかなくなるか、適切な避難計画通りに避難させる人と、家から迎えに行くから帰してください、などの要望への対応などがばらつくようなリスクがあると思います。どんなふう

に議論をして整理されたのかを、後学のために教えていただけたらありがたいです。

- 事務局（吉松補佐）：ありがとうございます。入院患者の方のことでしょうか？
- 河野委員：入院患者の留守宅家族の捌きと申しますか。患者ご本人というよりも、そのご家族からの連絡が来てしまうようなケースにおいてどういうふうにそれを捌くかという質問です。
- 事務局（吉松補佐）：ありがとうございます。今回非常にたくさん施設に職員の方がいらっしゃることもありますので、そういった意味では避難誘導とか情報伝達以外にも、いくつか役割を持って対応することができる場合があるのかなと考えております。
- 池谷座長：いいでしょうか。26 ページの取り組みへのところで、家族への対応のところも課題として出ていますが、検討結果のところに必ずしも家族のところの内容が出ていないですね。ということは、まず患者の方の対応は、検討結果として出したけども、家族の対応の結果は出てないということでしょうか。26 ページの取り組みへの課題のところですけど、今、河野委員から出た家族に対する対応は課題としてはあるのだけど、結果として出てないという格好になっていますけど、そういうことでいいでしょうか？
- 事務局（吉松補佐）：ご指摘ありがとうございます。家族の方への対応というところについては、確かにおっしゃる通り検討結果のところに書ききれていない部分があるかと思しますので、どういったことが書けるかは、検討経緯を含めて確認をして追記できるものは追記したいと思います。
- 池谷座長：吉本委員、何かご意見ありますか？
- 吉本委員：ありがとうございます。すみません。私、委員でもあるのですが、こちらの方の作成にも携わった者として、両方の立場でなのですが、この確保計画自体は、作ることはそれほど難しくないとか、形に沿ってやればいいのですが、実際にはもっと大きな課題がかなりに浮き彫りになったというのが事実です。今、ご指摘の部分に関しては、先ほど出していただいた来院患者に配布するチラシの（イ）のところですが、まず、噴火警戒レベル 4 になった時も含めて、万が一病院を避難させなきゃいけないといった時に搬送する、救急車じゃなければ搬送できない患者とか、そういったものもたくさんいらっしゃる。そもそも 500 人という患者がその状態にいると避難ができないという問題点が挙がっておりました。ですので、噴火警戒レベル 3 の段階で、例えば入院は制限す

るとか、外来を削るとかといった、そういうまず措置をして、病院の中にいる人をできるだけ少なくするという検討が実際にはなされております。そういった時に、電話でやるということと、それから、これから入院時には、こういう非常時は職員の指示に従っていただきますという誓約書を書いていただいて入院をさせるというような案が今持ち上がっているというところで。実際には、この確保計画を使って確保した後、どこに出ていくかっていうところの課題の方が非常に大きいですね。そこの議論がかなり大きかったように思います。まず先ほどのお答えについては、このような形でもよろしいですかね。

○池谷座長：河野委員、よろしいでしょうか。

○河野委員：ありがとうございます。

○池谷座長：内閣府の方で整理をしてみて、書けるところは書き入れるということですので、よろしいでしょうか？

○河野委員：はい。ありがとうございます。

○池谷座長：それとは、別に吉本委員、手が挙がったようですが、どうぞ。

○吉本委員：今に関連してなのですけれども。先ほど、岩木山の方で質問させていただいたのですが、避難確保計画に従って人を安全なところに避難させた後、一時避難の先ですね。例えば病院であれば、病院避難というものが待っているんですけれども、実はそういうところは、地域防災計画では、実はまだうたわれないところで。先ほど資料1の時に避難地域防災計画にもう記載がありますという形になっているんですけど、あまり細かく書かれていないのですね。なので今回、地域防災計画には避難という言葉、避難計画が書かれた上で進めているんですけれども、実際に病院避難に関わる計画っていうのはほぼ皆無だったと。そこからスタートしたので、避難確保計画の話に入る前に避難の話がほとんどだったんですね。これは実は、石原先生が良くご存知ですが、大正噴火をした時に、鹿児島市の市立病院の避難計画を考えた時に、ほとんど逃げるまでに渋滞してしまって逃げられないというような問題とか、いろんな問題があって、実は避難計画の方にはかなり問題があると。なので、避難確保計画を作ることはできるんですけれども、その先というものの保障が全くない状態で議論がなかなか進まなかったというのが現状です。実際に、長々と喋って申し訳ないんですけど、例えば、富士吉田市立病院は、もうその地域の一番大きな病院なのですよね。災害指定病院になっております。それを動かすというのは、そもそも非常に難しい問題であって。例えば、先ほど出たように、救急車じゃないと運べ

ない人がたくさんいるのですけど、救急車の台数がそもそも足りないんですね。そういったことを解決できていない状態の避難確保計画であるということをご承知おきいただきたいというところです。

これは、別に避難確保計画の問題ではなくて、その一歩手前の問題であるということは重々承知しているんですけど、ちょっと皆さんに計画はできているのだけれども、その前の段階が結構問題であるということは承知しておいてほしいなということで、ちょっと発言させていただきました。

○池谷座長：でも、基本的には、整合性を取って作ることが基本の考え方だから、やはり重要な指摘ではないかと思いますが、事務局いかがでしょうか？

○事務局（吉松補佐）：事務局です。ご指摘ありがとうございます。まさに避難確保計画を作成した上で、そこで出てきた課題というものを避難計画にフィードバックさせるといったところは重要になってくると思います。より実践的な避難計画を作成するために、避難確保計画からのフィードバックについては、前回手引き等においても、記載をさせていただいたかと思いますが、引き続き取り組みが進むように進めていきたいと思います。以上です。

○池谷座長：はい。ありがとうございます。関谷委員。今、資料の2-1と2-2の説明が終わって、次に入っていますが、何か事前にお読みになって疑問点、質問点がありましたら、まだ時間的に余裕がありますのでどうぞ。

○関谷委員：1点お伺いしたいんですけども、例えば、それぞれの、具体的に言うと、例えば今の事例8の富士吉田市立病院でいうと、時間軸、避難の時間はどういうふうにごこの計画の中に組み入れられているのかが、ちょっとわからなかったです。要は、460人は、いつの時点でこの市立病院に、その職員の方がいるという想定でこの避難計画を立てられているのか。在籍しているのが460人だったら、例えば、昼間のある時間帯だったらもっと少ないはずだと思いますし、あと噴火警戒レベルが上がっていく段階において、例えばいきなり5とか4とかなるわけじゃないと思うので、ちょっと読んでいてあまりわからないんですけども。これ、どういうふうなスキームになっているんでしょうかね。

○池谷座長：事務局よろしいでしょうか。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。事例集の25ページをご覧くださいますと、職員数459人は平日、日中を想定した職員数の方であります。まさに今ご指摘の通り、平日日中はこれだけの職員がいらっしゃるんですけども、夜間であるとか、休日であるとか、そうい

った時はより少ない職員数で対応する必要があるということになります。一方で、外来の方は減るんですけど、入院の方は依然 200 人ぐらい常時いらっしゃるの、職員数が多い時と少ない時があるといったところです。そこは次の資料でもご説明しようと思いましたが、職員数が少ない時間帯があることが課題というふうに考えてございます。以上です。

○池谷座長：関谷委員、よろしいですか。

○関谷委員：噴火警戒レベル 3、レベル 4、レベル 5 の時間軸についてはどうなんでしょうか？

○事務局（吉松補佐）：すみません、関谷委員、噴火警戒レベルに応じた職員数というようにご指摘でしょうか？

○関谷委員：富士吉田市立病院で、一気に噴火警戒レベル 4 になるわけじゃないですよ。もっと手前の段階で富士山の活動が活発化したり、事業を縮小したり、様々なタイムラインがあると思うのですけれども。この噴火警戒レベル 3、レベル 4、レベル 5 に上がった時にどうするだけ示されても、避難の計画にならないと思うのですよ。これどういうふうに見たらいいんでしょうか？それが資料でわからなかったの、お教えいただきたいという意味です。

○事務局（吉松補佐）：ありがとうございます。

○関谷委員：例えば、日中の 10 時に、朝の 10 時にいきなり噴火警戒レベル 4 に上がるっていうことを想定しているんでしょうか？

○事務局（吉松補佐）：そうではなくて、避難確保計画そのものの中には、噴火警戒レベルの引き上げがあっても避難が必要ない場合と、噴火警戒レベルに応じて避難が必要になった場合と、突発的に噴火した場合といった形で場合分けをして、それぞれの情報伝達体制とか避難誘導の体制を検討して整理しております。その前提として、今回の避難確保計画においては日中の従業員の方が多いところをメインに、対応を検討しているといったところです。以上です。

○池谷座長：吉本委員。

○吉本委員：関谷委員のお答えには、本編を見ていただけますか。参考資料として富士吉田

市民病院の確保計画の、12 ページを見ていただければと思うのですけれども。12 ページのところに、噴火警戒レベルが上がってきた中での対応表というものを作っておりますので、一応噴火警戒レベル 1、富士山は噴火警戒レベル 2 がないんですけれども、解説情報（臨時）が 2 に対応するようなものになります。この場合にどこを参照するとか、そういった一応細かい対応表は作ってありまして、その後ろのほうに行くと、噴火警戒レベルがどういった状態に対応するか、防災体制の確立をどうするかというのはその以降に一応記載しておりますので、多分これがお答えになるかと思います。

これで、先ほど私が少し話した噴火警戒レベル 3 の段階だと、入院制限をかけたりとか、あと一部外来の診療を制限したりしていく等の、噴火警戒レベル 4 で病院避難なのですが、病院避難に向けて人数を減らしていくというような措置が確保計画として作られているというところになります。ただ何度も申し上げて申し訳ないですけれども、この病院から出ていく方がないので、実際にこの時にどれくらい時間がかかるかという、その噴火警戒レベル 4 で病院避難に向かったときに、どれくらいで準備できるのかとか、先ほども出ました夜間の時、休日の時は職員の数が一気に減ります。参集できるかどうかという問題もございます。その辺の、いわゆる関谷委員の仰っている避難計画と避難確保計画を切り分けて話をしなきゃいけないのですけれども、これが避難確保計画であれば避難計画の方がまだうまく整っていないというのが現状になります。もう 1 つ付け加えるならば、この噴火警戒レベル 4 で病院避難という場合に、やはり病院も経営というものがありますので、この時に、当然病院避難はこの職員だけでは当然できないですね。おそらく DMAT の支援とかそういったものが必要になろうかと思うのですけれども、DMAT 支援の要請をかけて、災害救助法が適用された地域で DMAT が活動した場合に、経費が負担してもらえるかどうかというのは災害救助法で決まってくるんですけれども、そこが DMAT の支援が受けられる状態にならないと、病院避難ができないだろうというふうには議論の中では出ておりました。そこが避難確保計画とまた別途の課題としては、大きな課題として挙げられると思います。

○池谷座長：関谷委員。いかがですか？

○関谷委員：はい、わかりました。

○池谷座長：ただ、実際に噴火警戒レベル 3、4、5 が富士山の火山活動でどのぐらいの時間ごとに上がっていくかっていうのも、なかなか予測が難しいわけですから、現実的にそれがうまくこれができるかどうか、実際にやれる時間と現象の時間とかうまく合うかどうかは、これは本当にやってみないとわからないところもあるんじゃないでしょうか。そういう意味では、タイムラインは非常に難しいなという感じはしますけどね。

- 吉本委員：現行でも避難計画の方でも、やはり伊豆大島、それから三宅島の事例が、2-3時間で噴火に至る可能性があるというところでは、場所によっては、本当に早急な避難というものを考えなければいけないというようなことで、本当に避難ができるかという議論も実は実際にはございました。
- 池谷座長：そういう意味では、私から言うのもあれなのですが、お願いしたいのは、病気の、患者の行き先の調整を早い時点でやっていただきたいのですよね。これ多分、調整に人数が多いから時間を食っちゃうんじゃないかなと。病院の職員が、全員調整に担当するというわけにはいかないと思いますので、多分その調整で相当時間を食ってる間に、火山活動の方がどんどん進んでいくと、本当に避難する時間は実際取れなくなってくる可能性もあるので、できるだけ早い時期から、タイミングを見ながらその準備をまずはする、行き先だけでも早く決めておくというのを平時からでもやっておくというようなことを、どこかに入れておくというのも必要じゃないかなと思いますがいかがでしょうか？
- 吉本委員：池谷座長、病院の行き先の決め方は非常に難しいらしいです。やはり DMAT のロジの方々もうまく差配しなければ、今から県が決めるとか。
- 池谷座長：できないですかね。
- 吉本委員：病気の質とか、例えば透析だったらどの方向に持っていくとかっていうのは、病院なりのロジがあるみたいなので。なかなか現時点から確定的に決めるということは非常に難しいそうです。
- 池谷座長：でも、せめて早めから噴火の状況がわかったら、早めに始めるというぐらいはしてもらいたいな、という感じがしますよね。
- 吉本委員：もちろん。なので、ちょっとこれは避難確保計画の話とちょっと議論が外れてしまうので恐縮なのですが、その避難計画の中でどういうふうにする病院避難を考えていくとかっていうのは、別途、もうちょっと病院関係者、それから災害医療の関係者を含めてやらなければ、実際にはこの確保計画から先に出していくところの議論をもっとしていかなければならないというのは、おっしゃる通りだと思います。
- 池谷座長：他に皆さんいかがでしょうか？ 質問、ご意見、ご自由にどうぞ。
- 吉本委員：吉本からですけど、もう1点よろしいですか。

○池谷座長：どうぞ。

○吉本委員：ぜひ、内閣府には、避難確保計画とは別途、避難計画の方が病院避難に対して非常に重要であるというところも何かしら書いていただかないと、このままでは、これを真似して他の病院が作っていただいても、多分使い物にならないと思うのです。そこは今回の議論で、今回お示ししていただいたのは、避難確保計画の中での問題点というところではよく整理されているんですけども、実際の本当の避難ということを考えた時に、おそらく避難計画と避難確保計画が連携していかなければならない。その部分で実質的にどういうことを考えていかなければならないかっていう課題がかなり見えたはずなので。そこをちゃんと書いておいていただかないと、他の病院が富士吉田市立病院の避難確保計画を真似ればいいのかというものではないということだけはちゃんと謳っておいていただきたいというふうに思います。まだ、我々も内閣府が入っていただいてやった後、これからまだ来年協議をもっとやりましょうと、暫定版として今、避難確保計画作りますが、より今後病院の関係者を交えてやりましょう、という話になっておりますので。そういった、できたというものを見せるだけではなくて、もう 1 つ他の伏線として出てきている課題っていうものも、まとめていただいた方がよろしいかなというふうに思います。

○池谷座長：事務局は、何かコメントありますか。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。ご指摘ありがとうございます。そういったことも色々出てきている課題っていうのも踏まえながら、今後の検討に活かしていきたいと思っておりますので、またご指導いただければと思います。以上です。

○池谷座長：では、それ以外のことで資料の 2-1、2-2 についてご意見、ご質問ありましたら、ご自由にどうぞ。よろしいでしょうか。それでは、支援事業を踏まえた手引きの方の改訂の議論に移りたいと思いますが、また質問がありましたら、後ほど一緒にお伺いすることとしまして、事務局から資料の 3-5 の説明をお願いしたいと思います。よろしく願います。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。資料 3 の説明をさせていただきます。めくっていただきまして、1 ページ目です。今回の事例を踏まえて、大きく三つの課題が考えられるかと思っております。一つ目は大規模施設における課題と対応で、今回初めて数百人規模の従業員の方がいらっしゃる施設を事例集としてとりまとめましたので、その中での課題とその対応について、手引き等に反映させる必要があるだろうといったところ、あとは病院施設という、他の避難促進施設とはまた違った課題対応があるかと思っておりますので、そういったと

ころの整理をしました。三つ目として、今回の作成支援事業していく中で分かりやすい解説資料等に改善する必要があると考えましたので、その三点についてお話しさせていただきます。2 ページ目をご覧ください。今回大規模施設というところで、一つ目の課題として、これまでは施設利用者がたくさんいるときを設定して、そのときの人数を想定して確保計画を考えましょうといったところがメインでございましたけれども、今回の病院施設のように、夜間、従業員の方がかなり減るといような状況下の中で、入院患者は依然としてたくさんいらっしゃるといった形で、防災体制の脆弱な時期、対応が難しい時期は必ずしも利用者数が一番多い時期だけではないのではないのかといったことも手引きにしっかり記載をしておくべきではないかと考えております。それから 2 番目として、これまで基本的には情報班と避難誘導班を作りましょうといった形で、従業員の方が少ない場合は、班ではなくて担当者を定めるという形にしてございましたけれども、逆に従業員の方が多きときには、施設の実情であるとか、利用者の特性に応じて、情報班とか避難誘導班だけではなくて、他の役割も考えられるのではないかとこのところを手引き等に記載してはどうかと考えてございます。3 番目としまして、要配慮者の方であるとか、施設利用者がたくさんいらっしゃる場合に、そういった方々の避難誘導に時間を要するときに、より早い段階から利用者への呼びかけをすることも考えられるのではないかとこのことを考えております。もう一つ、防災教育や訓練という観点でいうと、たくさんの職員全員が継続的に訓練をするとか、あるいは避難確保計画の内容を理解することについて、訓練のやり方であるとか、情報共有のやり方であるとか、について手引きにも記載しておくべきではないかと考えてございます。

2 番目としまして、ページをめくっていただきまして、病院施設における課題と対応です。病院施設特有の課題としては、一つは外来患者と入院患者という状況の違う利用者の方がいらっしゃるの、それぞれに対して情報伝達の内容であるとか、あるいは避難誘導の方法であるとかが異なるということが挙げられるかなと思います。それから病院ならではの、ということで、一般外来の方が入れないところも存在しますので、避難が必要なときにどういった対応をするのかということをしかりとあらかじめ決めておくことで、避難判断、避難の対応に時間短縮ができるんじゃないかといったことです。もう一つ病院として、入院患者と一言でいっても、自分で歩ける患者、付き添いの方が必要な患者、あるいはベッドごと移動しないといけないような患者がいらっしゃいまして、それぞれ対応の方法が変わると考えますので、そういった患者に応じた搬送体制を確保する必要があるということも記載をしておくべきではないかと考えます。

次お願いします。分かりやすい解説資料等への改善ということで、これまで市町村担当者から施設の管理者に説明をするということで、スライドフォーマットを用意して説明をしていただいていたんですけども、今年度の支援事業においても、どうしても全ての資料を説明するというような形になってしまっていて、1 回の説明で 50 分を要するような形で、かなり長時間の説明になって、なかなか内容全部把握していただくのは大変なの

かなと感じていたところです。その中で、今回どうしても必ず説明が必要な資料と、そうではなくて見ておいていただければいいような資料をしっかりと分けました。まず、避難確保計画の概要、必要性であるとか、ハザードマップであるとか避難計画の読み取りとかについては必ず説明をしていただく、実際の具体的な記載要領のところについては作成ガイドを見ていただきながらそのまま作成に入っていただいても構わないと思いますので、こういったところは必要に応じて使用すると。後で見ておいていただければいいような部分については参考資料とするといった形で、必ず説明すべきところと、そうではないところを峻別したところです。

5 ページです。分かりやすい解説資料等への改善で、実際に計画を作っている方からすると、作成ガイドとか雛形とかをご覧になって、よく理解をしていただいているんですけども、完成した避難確保計画そのものだけを見て内容を理解するということはなかなか難しいといった課題がありましたので、まず自らの施設がどのような火山現象に遭う可能性があって、どういうことに気を付けなければいけないのかということ、一目で分かりやすくするために、左にあるような、それぞれ考えられる火山現象に対して、施設に影響がある火山現象を丸付けするという形に変えて、ここの作業をすることで自分たちにこういった現象が考えられて、それはどういう影響があるのか、何をしなきゃいけないのかということが少しでも伝わるようにといった形で資料を修正してございます。

それから施設の置かれた状況と実際に対応する防災対応がしっかり分かるような形で対応表を追加したということです。

資料 4、1 ページ目をご覧ください。避難促進施設は、避難確保計画を作成した後に避難訓練を行い、報告するといった形になってございます。2 ページ目です。避難促進施設の火山の避難訓練の実施状況について今回調査をしてございます。この中で、避難確保計画作成済みの避難促進施設のうち、避難訓練を実施し、それを市町村に報告してきた割合が 378 施設中 172 施設であり、半分弱のところまで訓練を実施していて、半分以上のところまで訓練が実施できていないといった現状です。特に宿泊施設においては実績が少ないといったことが分かってきました。3 ページ以降ですけれども、避難促進施設が参加した避難訓練の事例ということで、今年度いくつか避難訓練の事例を調査してございます。一つ目としては吾妻山の事例でして、ここではビジターセンター、レストハウスといった避難促進施設が避難訓練に参加をして、観光客の避難誘導であるとか、観光客を堅牢な建物に避難誘導するなどの訓練をしているということです。4 ページ目は那須岳の事例でして、ここは地元の小学校だとか、那須ロープウェイという避難促進施設も出ておりますけれども、こういったところが一緒になって避難訓練を実施しているという例です。5 ページ目は、これも小学校の事例ですけれども、避難促進施設になっている小学校において、アトサヌプリの噴火を想定して緊急退避をしたり避難をしたりといった訓練を実施してございます。最後、6 ページですけれども、桜島です。桜島においては毎年大規模な訓練を実施されておりまして、要配慮者施設の避難促進施設を含めて、全島で挙げて防災訓練を実

施されています。

資料3と4を踏まえて、資料5のところで、今回の手引き等の改訂のポイントということの説明をお願いします。資料7から10にそれぞれの作成ガイドであるとか、手引きであるとか、ひな形であるとかの具体的な修正点をお示ししてあげますけれども、大きいところとしてはこの資料5のところにまとめてあげます。

全て説明すると長くなりますので、手短にやりますけれども、資料5の1ページ目をご覧ください。今回、手引きでグループ分けされているAからFまでのグループ分けをお願いしますけれども、全ての施設で支援をできたことも踏まえて、それぞれのグループごとに留意すべき事項について、キーワードを記載をお願いします。量が多くて申し訳ないんですけども、2ページから9ページにかけましては、避難確保計画作成上の留意点ということで手引きに書いてあげます「解説」というところ、全ての施設に共通するような部分と、「施設グループごとの留意事項」で、施設グループに応じて必要となるところを抜き出してあげます。下線部が今回新たに追加をしたところということになってあげますので、ここは全て説明することは省略しますが、ご確認いただければと思います。

10ページです。資料の4で説明をした訓練の事例ですけども、避難促進施設が参加した避難訓練については手引きの事例集の中に追加したいと考えてあげます。こういったものをご覧いただいて、避難促進施設の方にも訓練をしていただきたいと考えてあげます。

それから11ページ目は先ほど説明しましたがスライドフォーマットの再構成、12ページ目が分かりやすい避難確保計画の作成ということで雛形の修正をしております。13ページも同様です。14ページにはその他所要の修正をしているということです。資料3から5の説明は以上です。

- 池谷座長：ありがとうございます。量もありますけど、資料の3から5についてご意見、ご質問がありましたらご発言よろしくお願ひいたします。ご自由にどうぞ。吉本委員どうぞ。
- 吉本委員：はい。資料4のところで、2ページのところに避難訓練の実施状況を教えていただいたんですけども、これで避難確保計画に沿った、いわゆる避難訓練ではなくて、避難確保計画がうまくいくかどうかということを検証するために行われた訓練はどれくらい含まれているのでしょうか。
- 事務局（吉松補佐）：事務局からお答えします。今回の調査では、活火山法に基づいて避難促進施設が訓練したときには市町村長に報告するというので、市町村に対して報告があった施設数というものを調査しているものです。ですので、個別の、こういった内容

の訓練であったかということについては、今回は調査までは至っていないというのが実情です。以上です。

○吉本委員：できれば、確保計画を作りっぱなしではなくて、何かしら訓練をやって改訂していくっていう流れがあったほうがいいので、そういったものももしやってるところがあれば、情報に入れていただけたら参考になるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○池谷座長：他、いかがでしょうか。

○事務局（吉松補佐）：事務局からです。関谷委員と河野委員が手を挙げておられます。

○池谷委員：関谷委員どうぞ。

○関谷委員：はい。要配慮者のところなのですが、入院患者と外来者で配慮すべき点が異なるというのは、それはそうだと思うのですが、より重要なのは入院患者の中で移動させていい人と移動させたら亡くなるというか、すぐ生命のリスクに直結する人っていうのがあるわけで、過去の災害で問題になったのは後者のほうなのですよね。入院してても大したことない人は別に自分で移動してもらえばいいし、経過観察中の人は移動してもらえばいいんですけども、そうじゃなくて救助が必要だったり、移動させることがそもそもリスクになる人、そこをどう考えるかが本来この入院患者のところでも重要なんで、そっちを切り分けて議論をしていただけたほうがいいかなと思います。

○池谷座長：事務局、いかがですか。

○事務局（吉松補佐）：ご指摘ありがとうございます。ご指摘のように入院患者の方の中にも、移動させられる方とそうでない方、いらっしゃるとは思います。そこをどれだけ書けるのかといったところはあるんですが、どうしてもとどまらざるを得ないということも想定しながら避難確保計画を作らざるを得ないような状況もあろうかと思しますので、そういったところはどのように手引き等書けるのかっていったところも含めて、少し考えさせていただければと思います。以上です。

○池谷座長：関谷委員、それでよろしいですか？

○関谷委員：はい。

○池谷座長：では河野委員どうぞ。

○河野委員：ありがとうございます。資料4の2ページ、先ほどご質問別途ありました訓練のところなのですけれども、まず一つの質問は、このデータの期間です。いつからいつまでの期間に訓練を実施した結果なのか、何年前から現在までの実績が回答になっているのかがこの資料では分からないので、それを整理していただきたいと思います。後で教えてください。なぜそれが必要かと思ったかは、宿泊施設において、訓練の実施があまりないということになっているのですけれども、基本的に宿泊施設って一般的にはかなり訓練に対してどちらかというとな積極的な産業でありまして、そういう方々が訓練ができなかった、あるいはやらなかった理由について、もしこれが直近のみの回答の場合はコロナの影響の可能性があります。職員を休業させていたりとか、観光客がいなくても最低限で回してたとか一時閉館していたとか、全員が参加できない訓練だと意味がないからこの期間やってないという選択肢もあるでしょうし、実際半分休業してましたみたいな人たちも含まれるだろうので、この結果だけで宿泊施設で実施状況が悪いというような誤読になる可能性もあるので、この裏はとっといたほうがいいのではないかと思いますのですけれども、現状ではどういうところが要因として明らかになっているかを教えてください。

○池谷座長：事務局お願いします。

○事務局（吉松補佐）：ありがとうございます。この実施状況は、活火山法改正後、市町村が報告を受けた数ということですので、平成27年以降、訓練を実施していれば実施しているというような回答になっておろうかと思えます。実際に毎年毎年やっているのかとか、そういったところまでは今回の調査では把握できておりませんので、そういったところを含めて、今後調査をしていく必要があるのかなと考えております。以上です。

○池谷座長：よろしいでしょうか。

○河野委員：理解はしましたが、活火山法に基づいてやったもの全部となると、今度はまた別の問題が出てきます。いつ計画ができて、どのぐらいのタイミング、頻度でやっているとか、職員の入れ替わりとかも踏まえると、このデータがどう役に立つのかが読み取れません。この訓練をやったからとかやってないからってということが、その次に結びつくデータになってないことが懸念されます。このデータの取り扱い方はなかなか難しいものになってくるのではないかと思います。ご留意をいただいた上で取り扱っていただければと思います。

○池谷座長：事務局よろしいでしょうか。

- 事務局（吉松補佐）：はい、ご指摘ありがとうございます。
- 池谷座長：訓練がまずは実施されるように、また実施されたらそれが継続できるように、という仕組みをどう作っていくかが大変重要じゃないかなと思います。そういうものも含めて、生きるデータを調べるということが大変重要だということのご指摘かと思います。よろしく願いいたします。他いかがでしょうか。
- 事務局（吉松補佐）：吉本委員が手を挙げておられます。
- 池谷座長：吉本委員どうぞ。
- 吉本委員：ありがとうございます。病院施設における課題と対応というところを整理していただいて、作成ガイドのほうにはこれが書かれているということですが、この課題とかについては手引きのほうには記載はされていないということでしょうか。
- 事務局（吉松補佐）：事務局です。手引きの中の、各施設の留意事項のところに記載をさせていただきます。資料5の、例えば、6ページとかですね。それぞれの施設に応じた留意事項について記載をしています。
- 吉本委員：分かりました。確認します。
- 池谷座長：よろしいですか？他いかがですか？
- 事務局（吉松補佐）：事務局です。今手を挙げておられる方はいないようです。
- 池谷座長：よろしいでしょうか、皆さん。では、次に移りたいと思います。議事次第の3番目、来年度の取り組みについて議論したいと思います。事務局から資料6の説明をお願いしたいと思います。
- 事務局（吉松補佐）：はい。事務局から資料6の説明をさせていただきます。最初に3ページ目をご覧いただければと思うのですが、これまで手引き委員会を始めて以来、避難計画の手引き、避難確保計画の手引きについてご議論いただいてきたところです。ここ最近では避難確保計画の手引き、事例集をとりまとめたところまで、今回一定程度、事例集も12の事例を収集することができたところです。それらを踏まえて、改めて、来年度以降、避難計画について、先ほどフィードバックの話もございましたけれども、もう

一度避難計画に立ち返って、どういった改善ができるかを検討する必要があると考えてございます。その中で、1ページに戻っていただきまして、今回事務局から提案させていただいている課題として、火山防災訓練の実施といったことを挙げております。これは先ほど避難促進施設ごとの避難訓練のお話でしたけれども、これは市町村別といったことです。これも活火山法改正以降ということで、これまで、平成27年以降、実施したところ、してないところの集計をしてございますけれども、これをご覧いただけるとお分かりになりますように、おおむね6割以上の市町村で火山の避難訓練ができていないのが現状です。その理由としては、右にあるような形で挙げておりますけれども、どのような火山噴火に対する訓練を行えばよいのか分からないであるとか、訓練のシナリオや内容を企画することが難しいとか、そういったことが課題として挙げられておるといったところです。こういったことを踏まえて、2ページ目でありますけれども、今年度、火山の避難訓練に対して、何かできることはないかということで検討してございまして、例えば火山災害の場合は、溶岩流からの避難、噴石からの避難、あるいは融雪泥流からの避難とか、それぞれ火山現象に応じて避難のやり方っていうのも変わってこようかと思えますし、なかなか難しいところもあるということで、実際に来年度、それぞれの火山地域において、実施される火山防災訓練について色々調査等を実施して、どういった火山の避難の訓練をすればよいのかということについて検討していきたいと考えております。最終的には避難計画の手引きの改訂も含めて検討していければと思います。以上です。

- 池谷座長：ありがとうございます。避難確保計画の手引き作成としては、事例集も作ったということで一区切りにして、令和4年度よりは火山地域の避難訓練の支援をやったかどうかというアイデアでありまして、資料6にご説明のような内容が書いてありますが、この内容についてご質問、ご意見がありましたら発言よろしくお願ひします。ご自由にどうぞ。吉本委員どうぞ。
- 吉本委員：はい。新しい事業の提案ありがとうございます。ここでは2ページのところに、手引きの改訂を実施というところがあるのですが、特に避難計画自体の改訂に対して支援をするというわけではないということでしょうか。
- 事務局（吉松補佐）：というのは、地元自治体の避難計画の改訂といった形でしょうか？
- 吉本委員：訓練をやりますよね、そうすると当然不具合が出てきますね。それに対して避難計画を改訂していかなければ、避難訓練をやった意味がないと思うのですけれども。これは避難訓練だけを支援する事業なのか、避難計画を改訂までサポートしてもらえる事業なのかということをお伺ひしたいというところです。

- 事務局（吉松補佐）：ご指摘ありがとうございます。当然、避難訓練をした結果が活かされないという意味がないとは思いますが、そういったフォローアップも含めて、できるところは支援していきたいと考えてございます。以上です。
- 吉本委員：ありがとうございます。座長、もう一つよろしいですか？
- 池谷座長：どうぞ。
- 吉本委員：この1ページのところで、シナリオを書くのが非常に難しいと、ごもっともなことなのですが、これはちゃんと書けるところが支援をしていただけるということでしょうか。ここが非常に大事だと思うのですが、これ書ける人ってほとんどいないと思うのですよね。それを書ける人が実際どれぐらいいらっしゃるのか私も分からないんですけど、これは専門家が入らないと、シナリオって作れないと思うのですが、そのへんは大丈夫でしょうか。
- 事務局（吉松補佐）：事務局です、ありがとうございます。具体的にシナリオをどこまで具体的に一緒になって検討していくかってことにもよろうかと思いますが、火山の知識とか、そういったものは必要だということは理解しておりますので、そういった専門の知識があるような形で支援をしていきたいと思ひますし、また火山の専門家の方のご支援、ご助言もいただくようなことも場合によってはあろうかと思ひますので、そういったところは配慮して進めていきたいと思ひます。以上です。
- 吉本委員：ぜひお願いしたいです。単に火山を知っているというだけでは駄目で、その火山の特有の現象、それからその特有のタイミングっていうことがあると思ひます。石原先生がいる前でなんですけども、やはり桜島のことは私とかが出張してもできるものではなくて、やはりその山々の特性というものをちゃんと理解してなければ、シナリオは書けないですね。そういったところがちゃんと担保されないシナリオは、やはり間違ったアウンスを市町村にする可能性がありますので、そのへんは非常に大事なところだと思ひます。単に火山学者と名乗っているだけで、それに当てはめるといふのはやめていただきたくて、協議会の専門家とか、そういったものとちゃんと連携していかなければ、このへんはやってもちゃんとしたものにならないですし、シナリオを書くときに色んな専門家の意見を聞いていただかないと、火山学者が観光のことは分かりませんので、観光では観光の方、病院だと病院に詳しい方、例えば病院避難であればDMATを含めた形ということで、ちゃんと考えていただかないと、実質的なものにならないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○池谷座長：事務局、よろしいですか？

○事務局（吉松補佐）：はい、ご指摘ありがとうございます。地元の火山の専門家の方も非常に重要だと思っておりますので、そういった方々にご相談させていただきながら進めていきたいと思っております。以上です。

○池谷座長：他、いかがでしょうか。石原委員どうぞ。

○石原委員：今の吉本委員の質問に関連してですが、訓練のシナリオということに関しては、十分にそれぞれの气象台とのシナリオを打ち合わせた上で、専門家と、それで作成していただかないと、と思っています。特に気象庁がどんな段階で、どういう状況を想定してこういう情報を出すっていうことを踏まえて、それがトリガーになっていると思っておりますので、その点はよろしくをお願いします。それについては私も新潟焼山については事前に噴火警戒レベルが上がった場合から、突然噴火した場合というようなことをイラストとか映像も使いながら気象庁の人に頑張ってもらって警報文案とか解説資料とかを作って訓練をやっていますので、そういうことも参考にされて、それぞれの火山活動の特性、予想される事態も、避難訓練に参加される方々が、そういうことを通して火山の特性を理解されるということにも繋がると思います。抽象的じゃなくて具体的にその火山に即した、噴火シナリオの活動の状況から、噴火警報等を訓練にあたっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○池谷座長：よろしいでしょうか、事務局。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。ご指摘ありがとうございます。

○池谷座長：河野委員も手が挙がってるんですけど、どうぞ。

○河野委員：はい。同じく訓練の話ですけれども、規模が大きくなりますが、例えば沖縄ではコロナの前までは毎年年末に地震、津波を想定した図上訓練を朝から晩までかけてやっていたんです。そのシナリオが全てでして、どういう災害が起こるか、先ほどから皆様にご指摘されている正確性はもちろんですけれども、正確性を担保しすぎると、今度は現実世界ではデマが起きたりとか、指示に従わない人が出てきたりとか、情報が色んなところで錯綜していったり、勝手に SNS から入ってきた情報で間違っただけのものが出てくる。そういうことが実際は起こります。それで訓練だったら真面目にやろうっていう気持ちのもと訓練に臨むんですけれども、実際はそうではないので、パニック状態に陥っているような情報が入ってくるようなシナリオを含んだりする。火山の特性はもちろん一番の原

則ですけど、それに加えて災害時に人がどう動くかが分かっている人がシナリオを組まないとなかなかできなくて。そのためには1回の訓練で、避難が時間通りできるかとか、要介護者がちゃんとヘルプして、必要な人数でうまく避難させられたかとかみたいな、時間とかの実現性をはかるなどの部分も必要です。また、市役所の役割の人とか、連絡をするステークホルダーの役を演じる人たちを含む情報に特化した訓練とか。1回の訓練で全部の検証を完結させようとする、マンパワーも疲労も激しいことになるので、一つ一つ何を確認するもので、どの専門性が要るものを今回やるみたいなことが相当緻密にできないと、訓練がきれいにできましたねっていうことになってしまいがちです。失敗があぶり出せるようなシナリオを組む専門家っていうのがやっぱりいるので、そういう人たちを探していく。シナリオを組む人たちは火山というものに対してはそれほど詳しくはないかもしれないけど、災害に対するシナリオのことを非常によく理解されているっていうような方々なので、そういうところの力も不可欠になるだろうなと思います。以上です。

○池谷座長：事務局よろしいですか。

○事務局（吉松補佐）：ご指摘ありがとうございます。関谷先生が手を挙げておられます。

○池谷委員：関谷委員どうぞ。

○関谷委員：資料4と、資料6とかを比べると、避難訓練なのか防災訓練なのかが混ざって使われていて、ちょっとよく分からないという感じがします。普通は、防災訓練とか総合防災訓練といった場合には手順確認で、避難訓練といった場合にはそこにいる人の避難ができるかどうか訓練なんだろうと思いますけれども、ここをすっきりしていただいたほうがいいかなと思います。火山の場合は、観光施設とかだとそこにいる人の避難訓練をしてもしょうがなく、手順確認をしなければ意味がない。そこが混ざっているような気がする。あとテーブルトップなのか、それとも実地の避難訓練をするのか、整理がついてない気がする、どういう風に理解すればいいのかなと疑問に思いました。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。避難促進施設のほうは、施設が緊急退避なり避難をする訓練ということかなと思っていて、一方、市町村がやる全体の防災訓練っていうのもあるのかなと考えていて、そういった意味で資料4と資料6で少し書きぶりが異なると理解をしているところです。以上です。

○池谷座長：実際にやるまでに、どういうものをメインにやるかっていうことを整理するというのをやりなさいという関谷委員のコメントです。それは実際にやるまでの間に整理可能ですかね。

- 事務局（吉松補佐）：そうですね。基本的には市町村の火山の防災訓練全体のことについて、何らか支援というか、一緒にやっていきたいと考えているところです。その中で、避難促進施設の指南ってということも含まれてくるとは思います。
- 関谷委員：資料 6 の中に、避難訓練と災害訓練と防災訓練って三つ用語があって、どういう風に使い分けられているんですかね。
- 事務局（吉松補佐）：私の理解としては今ご説明した形で、避難促進施設の避難訓練と、全体の火山防災訓練は分けていたんですけれども。分かりにくいところがあるようでしたら修正したいと思います。
- 関谷委員：ここで防災訓練ってというのは、総合的な防災訓練の話のことを言ってるってことですか？施設の訓練の話じゃなくて。
- 事務局（吉松補佐）：はい。
- 池谷座長：これは例えば、資料 6 の 1 ページ目の左上にある、火山防災訓練という言葉があるのですが、それは今の定義でよろしいですか？
- 関谷委員：活火山法だと避難促進施設の避難訓練を見なさいということですよ。
- 池谷座長：そうなりますよね。防災訓練というよりも避難訓練になるんじゃないかという気がするのだけど、それとは違うのですかね。まず単語というか、用語の議論があるような気がするのですけど。
- 事務局（吉松補佐）：訓練にも二つありまして、避難計画のほうは市町村がやる訓練という意味で、避難計画の手引きにもあるのですが、火山防災訓練、全体的な訓練のことを指して火山防災訓練と言っていると理解しています。一方で、確保計画のところについては、施設そのものが緊急退避とか避難の訓練をするということで、避難訓練となっていると理解をしています。今回、来年度やることは、市町村がやる全体的な訓練のことを指しているということになります。少し修正が必要な部分があれば修正をしておきます。以上です。
- 池谷座長：一度、関谷委員に整理を見ていただいたらいかがでしょうかね。

○関谷委員：分かりました。2 ページ目を見ると避難訓練って書いてあるのですよね。分からないので、整理いただければと思います。防災訓練と避難訓練の違いが分からないって言うてるんじゃないかって、この資料で混ざってるので分からないって言うてるので。どっちも大事だと思うのですけれども、1 ページ目で火山防災訓練っていうか、総合的な市町村の防災訓練のことを言うてる、2 ページ目を見ると避難訓練って書いてあるのですよ。そうですね。

○事務局（吉松補佐）：はい。

○関谷委員：だから、どっちのことを言うてるのかなと混乱しましたので。どっちのことを言うてるのかなって聞いただけなのです。

○事務局（吉松補佐）：分かりました。

○池谷座長：用語の整理も含めて、ではよろしく申し上げます。吉本委員手が挙がってましたね。

○吉本委員：ご承知だと思うのですが、総務省消防庁のほうで、避難実施要領の作成っていうのが火山のモデル地域でやられております。そのへんとの整合性もとっていただいたほうがいいかと思えます。これは別に避難の訓練のためのものではないんですけど、個別ケースでどういった場合に何をしようかっていうことが整理されたシートとかが作られていて、富士山ではこういったものも一部活用し始めています。そういったものとの整合性もちゃんととれたような形にしておいていただくと、色んなものが乱立している中で、自治体がどれを信じてやっていけばいいかっていうのがちゃんと分かるような方向で整理していただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○池谷座長：事務局よろしいですか？

○事務局（吉松補佐）：事務局です。ご指摘いただいた点を踏まえて進めていきたいと思えます。以上です。

○池谷座長：他にご意見、ご質問ありましたらどうぞ。

○吉本委員：池谷座長、私からも 1 ついいですか？先ほど河野委員の言った視点っていうもの、非常に僕も大切だなと思えます。自分で避難訓練とか、そういったものをシナリオ書いたりするのですけれども、やはり社会的に課題を抽出するというための訓練って

いうものは非常に難しいので、そういったシナリオの専門家はぜひ取り込む形にしていた方がいいと思う。やはり先ほど河野委員がおっしゃったように、課題をどうやって引き出すかという観点に立って訓練していかないと、いくら訓練をやって、滞りました、で、おしまい、訓練がいっぱいあったり、それじゃ解決にならないと思います。そういったところもぜひ国で支援していただける事業であれば、そこまで手厚くやっていただくとありがたいと思います。

○池谷座長：よろしいでしょうか。それでは最後に、全体についてご発言ございましたらよろしくお願ひします。始めから全体を通して、ご質問、ご意見がありましたらご自由にどうぞ。

○吉本委員：座長よろしいですか？くどいようで申し訳ないのですが、病院避難というものはもう少し、日本全体としてかなり真剣に考えた方がいいなと、今回私、携わって思いました。とても短期間でできる、特に災害指定の病院ほど大きいものを移動させるというものは、県とかそういったレベルだけではなかなか難しいなと、実際にやってみて感じているところですので、そういったところはぜひもう少し、避難確保計画、避難計画、本当に出ていった先でその人たちがちゃんと生きて、先ほど池谷先生の話にもありましたように、動かしては駄目な人を動かした場合のケアということまで含めると、非常に大きな問題だと思うのです。そこは色々な専門家が交えた段階で議論していかなければ、個別ケースにはなるかもしれないんですけど、少してこ入れが必要かなと思います。ぜひそのへんは検討していただきたいなと思います。

○池谷座長：そういう機会ってというのは可能なんでしょうか、事務局のほうで。

○事務局（吉松補佐）：病院の避難は大変難しいということは、今回の支援を通じて重々承知をしておるところです。他の災害でも同様の難しさがあるんだと思います。今後火山のところでもどれだけ扱えるかも含めて、また我々も考えながら進めていきたいと思ひます。以上です。

○池谷座長：吉本委員よろしいでしょうか。

○吉本委員：はい、ぜひよろしくお願ひいたします。本当に難しい課題ですので、総力を上げないとなかなかできないだろうと思ひますので、ぜひお願ひしたいと思ひます。

○池谷座長：他、いかがでしょうか。

○関谷委員：よろしいでしょうか。今の吉本委員のところ私も追加で。先ほど言った時間軸と加えて、病院の避難に関して言うと、今、水害の警戒レベル3で、早めに出る、要援護者の人は早めに出るって言うてるのですけれども、福島第一原子力事故の教訓を踏まえて、原子力ではできるだけ移動をさせないって方向になってるのですよね。ある程度以上の健康リスクを抱えた患者っていうのは、移動させることのほうがリスクっていう考え方もあるので。先ほど、どういうタイミングで避難をさせるのか聞いたのは、火山の場合は来るか来ないか分からない段階で避難をさせて、避難をさせたことによって健康を害してしまうようなことがあっては本末転倒なわけです。なので、とにかく要援護者だから重症の患者ほど早めに避難をさせるっていうことではないので。別に解決策があるわけじゃないのですけれども、もう少し丁寧に考えていただいたほうがいいかなと思います。それは我々ではなくって、どちらかというと、病院内でのトリアージになってくるので、我々ではなくてお医者さんの方にどういう風に考えればいいのかをちゃんと議論していただかないといけないのではないかなと思うので、そこらへんも踏まえて議論していただほうがいいかなと思いました。以上です。

○池谷座長：いかがですか、事務局。

○事務局（吉松補佐）：火山の検討会でどこまで取り扱うことができるかっていうこともありますけれども、ご指摘としては重要だと認識してございます。引き続きどういったことができるのか考えていきたいと思えます。以上です。

○池谷座長：石原委員、どうぞ。

○石原委員：今の医療の件ですね。鹿児島市に1メートル以上の降灰があった場合にどうするのかということで。皆さん今おっしゃったように、そこで頑張るといいます。お医者さんの中には、医師会とかの中でそういう選択もある、というようなことはやっています。ただし1週間でライフラインといいますか、通行ができるならば、そういう全体の組み合わせもありますので。それと後は県外にとか、鹿児島市で相当検討しておられますので、鹿児島市の医療関係者、医師会とかDMATの関係、県、市の保険関係とか色々やっていますので、内閣府のほうで打診して調べていただいて、どういう議論が出されたか、どういう場合にどうするのかというのも参考にさせていただければと思います。それとともに、今のハザードマップの中で、多分医療機関が相当、病院とかが、警戒する範囲に全国でどのぐらいあるのかも踏まえた上で検討していただければいいと思っておりますので、よろしく願います。

○池谷座長：これは、医療だけじゃなくて他のものも含めて、避難訓練のことを4年度にや

るとすると、成功例を集めていただいて、その中で医療とか、具体的なところを少し丁寧に整理してはと思っています。まずは今具体的に動いているところを1回整理してみたらいかがでしょうか。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。ご指摘ありがとうございます。ご指摘を踏まえ、進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

○池谷座長：他、いかがですか？挙手はありますか？石原委員どうぞ。

○石原委員：すみません、河野委員がおっしゃったことも大事なことなのですが、避難訓練といえますか、例えば自治体関係者、行政に関する方々だけの連絡の体制から、住民も、あるいは地域の方も、など色々幅があると思うのですよね。そこらへんは、内閣府のほうでどんなケースの避難訓練、情報伝達訓練とかなされているかの整理をざっとしていただいた上で、その地域に応じた、理解度に応じたことをやってもらえればと思えます。先ほどいくつか関谷委員からもありましたけども、事例でどういうパターンの避難といえますか、防災訓練までいかないですけど、そこがなされているかを調べていただいて。大変だとは思いますが、来年度以降の有効な対応ができるように、よろしく願いたいと思えます。

○池谷座長：よろしく願います。他いかがでしょうか。挙手はありますか。

○事務局（吉松補佐）：事務局です。手を挙げておられる方はおりません。

○池谷座長：皆さんよろしいですか。それでは本日予定しておりました議事は全部終了いたしました。委員の皆様のご活発なご議論ありがとうございました。ここで進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

○事務局（山越）：佐々木が所用により席を外しましたので、山越が続けさせていただきます。皆様本日は大変貴重なご意見いただきまして誠にありがとうございました。お時間の関係で本日まで発言いただけなかったご意見などございましたら、事務局までご連絡いただければ幸いです。本日いただきましたご意見踏まえまして、資料検討、修正した後、内閣府ホームページ上で避難確保計画の手引きや改訂資料の第3版等を公開させていただきたいと考えております。それでは長時間ありがとうございました。本日、以上をもちまして終了させていただきたいと思えます。ありがとうございました。

以上